

入札参加資格者 各位

高知市 総務部長

建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）

今般の建設需要の増大に伴う公共工事の競争入札における不落・不調の全国的な発生に鑑み、工事請負契約が不成立となるリスクの低減を図るため、入札事務手続の一部において下記のとおり暫定的な措置を講じる。

※ 暫定措置は、工種、適用範囲等について弾力的に運用するものとする。

記

1 措置の内容

(1) 入札参加者の拡大策として次の措置を行う。（継続）

① 事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大

請負対象金額が 200 万円超の土木一式工事について、事後審査型制限付一般競争入札の対象とすることができるものとする。

② 事後審査型制限付一般競争入札における入札参加資格要件に関して次の緩和を行う。

ア 発注標準の弾力的運用

発注標準ランクより上位の格付けの者の入札参加について弾力的な運用を行う。

イ 施工実績に係る要件の緩和

入札参加者及び配置予定技術者の施工実績の要件を緩和する。

ウ 配置技術者の雇用期間に関する要件の緩和

配置技術者の雇用について、専任を要しない工事においては入札資格要件確認の時点で雇用されていることを要件とする。

エ 手持ち工事の件数制限を緩和する。

③ 指名競争入札の適用範囲の拡大

指名競争入札は請負対象金額 500 万円未満の土木一式工事に適用しているが、災害復旧工事等については、事後審査型制限付一般競争入札の対象範囲に関わらず、指名競争入札による発注を選択できるものとする。

(2) 入札執行手続の見直し

高知市建設工事等競争入札心得第7条第1項第3号の規定にかかわらず，指名競争入札（予定価格を事後公表としている場合に限る。）においては，1者による入札（再度入札を含む。）を執行する。

(3) 現場代理人の配置（常駐）の特例

令和7年1月31日付け6重契第10号「現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて（通知）」により取り扱うものとする。

2 適 用

この通知による取扱いは，令和7年4月1日から適用する。

この通知に伴い，次に掲げる通知は廃止する。

「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）」（令和6年3月29日付け5契第1053号）